

**倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業
要求水準書**

令和6年8月19日
倉敷市

目次

第1	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	事業の範囲	1
3	事業期間	3
4	遵守すべき法令等	3
5	要求水準書の変更	7
第2	本事業における整備対象施設等	8
1	事業用地の概要	8
2	既存施設の状況	9
3	対象施設と整備内容	9
4	本事業のスケジュール	10
第3	整備に関する要求水準	11
1	庄支所庁舎の新設	11
2	庄支所の解体	12
3	庄分団消防機庫の新設	12
4	庄分団消防機庫の解体	13
5	外構施設整備	13
第4	事前調査業務に関する要求水準	14
1	測量調査	14
2	地質調査	14
3	アスベスト含有材使用状況調査	14
4	PCB含有材使用状況調査	14
5	その他事業者が必要とする調査	14
第5	設計業務に関する要求水準	15
1	基本的事項	15
2	設計	15
3	設計段階における各種申請手続き	15
4	その他関連事項	15

5	業務の報告及び設計図書等の提出.....	16
第6	解体撤去業務に関する要求水準.....	17
1	解体撤去対象	17
2	基本的事項	17
3	業務の報告及び図書等の提出.....	18
第7	建設業務に関する要求水準.....	19
1	庄支所・庄分団消防機庫の建設工事.....	19
2	施工管理	19
3	安全対策	19
4	廃棄物対策	20
5	保険等の付保等	20
6	建設段階における各種申請手続.....	20
7	化学物質室内濃度調査.....	20
8	事業者による完成検査等.....	20
9	業務の報告及び計画書等の提出.....	20
第8	工事監理業務に関する要求水準.....	22
1	基本的事項	22
2	業務の報告及び確認書類等の提出.....	22
第9	その他事業実施に必要な業務の要求水準.....	23
1	電波障害調査	23
2	周辺家屋調査	23
3	完成確認及び引渡し.....	23
4	近隣対策・対応	24
5	公有財産台帳登録関係書類の作成支援.....	24
6	国庫補助金申請関係書類等の作成支援.....	24
7	瑕疵担保検査	25
別紙1	庄支所計画要領	
別紙2	庄分団消防機庫計画要領	
別紙3	外構計画要領	

別添資料

別添資料 1	敷地位置図
別添資料 2	道路台帳
別添資料 3	配水管図
別添資料 4	下水道管路図
別添資料 5	基本計画図（配置案）
別添資料 6	基本計画図（庄支所平面案）
別添資料 7	基本計画図（庄分団消防機庫平面案）
別添資料 8	基本計画図（ホース乾燥塔参考図）
別添資料 9	基本計画図（緊急放送設備仕様（機器）参考図）
別添資料 1 0	基本計画図（緊急放送設備仕様（ホース乾燥塔）参考図）
別添資料 1 1	期日前投票時の来庁者動線
参考資料	庄支所建設時の契約図書（設計書及び図面）等

※参考資料については、事前依頼により閲覧を受け付ける。

第1 総則

1 本書の位置付け

倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業（以下「本事業」という。）で整備する施設について、倉敷市（以下「市」という。）が要求する機能や性能の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。要求水準は、本書及び別紙により規定し、別添資料は計画検討等の参考資料として取扱う。

施設の具体的計画及び具体的仕様は、選定事業者（以下「事業者」という。）が要求水準を満足するよう積極的に創意工夫を發揮した提案を行うことができる。また、要求水準に具体的仕様が示されたものについては、これを遵守し、具体的仕様が示されていないものについては、提案によりこれを定めることとする。

2 事業の範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

(1) 事前調査業務

- ア 地質調査
- イ 周辺家屋調査
- ウ アスベスト含有材等使用状況調査
- エ PCB含有材使用状況調査
- オ その他、事前に必要な調査業務

(2) 設計業務

- ア 庄支所庁舎の建設工事に係る設計
- イ 庄支所の外構施設整備工事に係る設計
- ウ 庄分団消防機庫の建設工事に係る設計
- エ 庄分団消防機庫の外構施設整備工事に係る設計
- オ 上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続
- カ ZEB認証手続（建築物省エネルギー表示制度（BELS）の申請手続）

(3) 解体撤去に関する業務

- ア 庄支所現庁舎の解体撤去に係る工事
- イ 庄支所の外構施設整備工事に伴う解体撤去に係る工事
- ウ 庄分団消防機庫の解体撤去に係る工事
- エ 庄分団消防機庫の外構施設整備工事に伴う解体撤去に係る工事
- オ 上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続

(4) 建設業務

- ア 庄支所庁舎の建設工事
- イ 庄支所の外構施設整備工事
- ウ 庄分団消防機庫の建設工事
- エ 庄分団消防機庫の外構施設整備工事
- オ 上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続

(5) 工事監理業務

- ア 庄支所庁舎の建設工事に係る工事監理
- イ 庄支所の外構施設整備工事に係る工事監理
- ウ 庄分団消防機庫の建設工事に係る工事監理
- エ 庄分団消防機庫の外構施設整備工事に係る工事監理

(6) その他事業実施に必要な業務

- ア 事後調査（周辺家屋調査等）
- イ 近隣対応（周辺家屋補償等）
- ウ 引渡し業務
- エ 市による対象外業務の実施に向けた連絡調整・助言業務（什器・備品、特殊機器等の発注、建物維持管理業務の発注など）
- オ 国庫補助金申請関係書類等の作成支援
- カ その他、(1) から (5) までの業務を実施する上で、必要な関連業務

(7) 対象外とする業務

- ア 什器・備品・特定機器等の購入・設置
- イ 既存庁舎からの引越業務

3 事業期間

事業期間は、原則として、事業契約の締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 遵守すべき法令等

(1) 法令等（施行令及び施行規則等を含む。）

本事業を行うにあたり、遵守すべき法令等（政令及び省令等を含む。）は次に示すとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

なお、事業実施にあたり、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）

- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

(2) 条例等（施行規則等含む。）

本事業を行うにあたり、遵守すべき条例等（規則等を含む。）は次に示すとおりである。

- 建築物等の制限に関する条例（昭和26年岡山県条例第10号）
- 岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号）
- 岡山県防災対策基本条例（平成20年岡山県条例第6号）
- 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）
- 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）
- 岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）

- 岡山県自然保護条例（昭和 46 年岡山県条例第 63 号）
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 76 号）
- 岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 74 号）
- 倉敷市建築基準法施行細則（昭和 45 年倉敷市規則第 40 号）
- 倉敷市中高層建築物等の建築に関する指導要綱（平成 12 年倉敷市告示第 79 号）
- 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例（令和 3 年条例第 5 号）
- 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則（令和 3 年規則第 14 号）
- 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成 9 年倉敷市条例第 24 号）
- 都市計画法施行細則（昭和 62 年倉敷市規則第 26 号）
- 倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 13 年倉敷市条例第 44 号）
- 倉敷市都市景観条例（平成 21 年倉敷市条例第 40 号）
- 倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年 12 月 27 日倉敷市条例第 55 号）
- 倉敷市火災予防条例（昭和 48 年倉敷市条例第 68 号）
- 倉敷市水道法施行細則（平成 13 年倉敷市規則第 37 号）
- 倉敷市水道条例（昭和 43 年 10 月 15 日倉敷市条例第 72 号）
- 倉敷市下水道条例（昭和 43 年倉敷市条例第 28 号）
- 倉敷市安全・安心まちづくり推進条例（平成 15 年倉敷市条例第 58 号）
- 倉敷市環境基本条例（平成 11 年倉敷市条例第 34 号）
- 倉敷市自然環境保全条例（昭和 49 年倉敷市条例第 29 号）
- 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年倉敷市条例第 8 号）
- 倉敷市公告式条例（昭和 42 年倉敷市条例第 1 号）
- 倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針（令和 4 年 4 月）

(3) 参考とする基準

本事業の実施にあたっては、次の基準等を参考とすること。なお、基準等は、すべて提案時点での最新版を確認すること。

- 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- 官庁施設の環境保全基準（国土交通省）

- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
- 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省）
- 建築設計基準、同資料（国土交通省）
- 建築構造設計基準、同資料（国土交通省）
- 構内舗装・排水設計基準、同資料（国土交通省）
- 建築設備計画基準（国土交通省）
- 建築設備設計基準（国土交通省）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国立研究開発法人建築研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引き（一般社団法人公共建築協会）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- 公共建築工事積算基準（国土交通省）
- 公共建築数量積算基準（国土交通省）
- 公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
- 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）

- 建築保全業務共通仕様書（国土交通省）
- 建築保全業務積算基準（国土交通省）
- 建築物修繕措置判定手法（一般財団法人建築保全センター）
- 建築設備の維持保全と劣化診断（一般財団法人建築保全センター）
- 管理者のための建築物保全の手引き（一般財団法人建築保全センター）
- 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国土交通省）
- 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（国土交通省）
- その他関連する基準等

（４） その他

本事業を行うにあたり、遵守すべき法令等は、（１）及び（２）に関するすべての関連施行令、規則及び基準等についても含むものとする。また、必要とされるその他の関係法令及び市条例等についても遵守すること。

５ 要求水準書の変更

市は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。次に、要求水準書の変更に対する手続を示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

（１） 要求水準書の変更の手続

市は、事業期間中に次の理由により要求水準書の変更を行うことができ、変更の手続については、事業契約書の規定に従い行うものとする。

- ア 法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき
- イ 災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき
- ウ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

（２） 要求水準の変更に伴う契約変更

市と事業者は、要求水準書の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更された場合は、必要に応じ、要求水準書とともに、本事業に関わる対価等、事業契約書の変更を行う。詳細については、事業契約書で定める。

第2 本事業における整備対象施設等

1 事業用地の概要

事業用地の基本的な敷地条件については、次の表のとおり。詳細は各別添資料を参照するとともに、事業者においても適宜確認を行うものとする。

項目	内容	参照
所在地	事業用地① 倉敷市上東 756 番地 地内 ※支所敷地と消防機庫敷地に適切な敷地 分割を行うこと 事業用地② 倉敷市上東 784 番地 2、4 の一部 地内	【別添資料1】 敷地位置図
事業用地の 面積	事業用地① 1,716 m ² (CAD 求積) 事業用地② 586.42 m ² (CAD 求積)	
区域区分	第一種低層住居専用地域	—
指定建ぺい率	50%	—
指定容積率	100%	—
防火／準防火	指定なし	—
上水道	上水道供給区域	【別添資料3】配水管図
下水道	公共下水道処理区域	【別添資料4】下水道管路図
電気等	中国電力管内	
地盤状況	事業者の調査による GL-13.4m を砂交じりの粘土層と仮定した 条件で設計を行うこと※	
浸水想定高さ	・計画規模降雨時、地盤面より 0.3m 程度 ・想定最大規模降雨時、地盤面より 3.1m 程度	

埋蔵文化財	上東遺跡	
-------	------	--

※事業者の調査により、支持層等に変更が生じた場合、両者で協議を行うものとする。

2 既存施設の状況

事業用地内に存する主な既存施設概要は次の表のとおり。

項目	内容
庄支所	RC造(一部S造)、地上2階建て
庄分団消防機庫	CB造、地上2階建て
その他	自転車置場等

3 対象施設と整備内容

本事業の対象施設に係る整備内容は次のとおり。なお、整備にあたっては、埋蔵文化財の保護を図るため、掘削深さ及び範囲を必要最小限とし、盛土等により保護とバリアフリーを両立させること。また、来庁者および周辺への粉塵や騒音に配慮すること。

対象施設	区分	概要
庄支所	新設・解体 (執務並行)	支所本体、倉庫、公用車庫等
庄支所外構	新設・改修・解体	駐車場設置、障がい者等用駐車場設置、自転車置場設置、告示用掲示板、外灯、敷地境界フェンス、国旗掲揚塔等
庄分団消防機庫	新設・解体	消防機庫
庄分団消防機庫外構	新設・改修・解体	駐車場設置、ホース乾燥塔、外灯、敷地境界フェンス等

4 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下に示す条件を遵守することを条件として、事業者による自由な提案を可能とする。

日程(予定)	内容
令和6年11月まで	事業契約締結
(令和7年1月)	倉敷市議会議員選挙(期日前投票所) ^(※)
令和7年3月末まで	事前調査・設計業務の完了
(令和7年7月)	参議院議員選挙(期日前投票所) ^(※)
令和8年3月まで	<ul style="list-style-type: none">・庄支所庁舎(1期工事)の竣工 (機能移転後に現庁舎解体に着手)・現庄支所庁舎の解体・庄支所庁舎(2期工事)、外構整備、庄分団消防機庫の竣工・現庄分団消防機庫の解体・庄分団消防機庫外構整備の完了、事業契約終了

※ 期日前投票(現状は、支所1階ホールで実施)が可能な工程・方法等を考慮すること

第3 整備に関する要求水準

本事業における施設計画に関する要求水準は、次に示すとおりである。具体的な要求水準は、各施設計画要領に基づくこと。

なお、施設計画要領は、最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。ただし、提案内容によっては、協議を要することがある。

1 庄支所庁舎の新設

整備の概要は次に示すとおりである。詳細は、別紙1 庄支所計画要領1を参照すること。

項目	内容
面積	建築面積 390 m ² 以上 延べ面積 390 m ² 以上
階数	平屋建て
構造種別	軽量鉄骨造
構造安全性	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(令和3年版)」における次の耐震安全性の分類以上 ・構造体:耐震Ⅱ類相当(法令による必要耐力の1.25倍(相当)とすること) ・建築非構造部材:B類 ・建築設備:乙類
環境配慮	・建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)による省エネルギー評価においてnearlyZEB以上の認証を得られる施設性能 ・太陽光発電設備の設置

2 庄支所の解体

解体の概要は次に示すとおりである。詳細は別紙1 庄支所計画要領2を参照すること。

項目	内容
解体撤去範囲	・庄支所庁舎上屋、コンクリート基礎、倉庫・自転車置場・舗装等の外構、各設備、機器等を対象とする。
留意点	・解体撤去後の仕上がり地盤は、敷地全体の計画に合わせて設定するものとする。 ・敷地の液状化対策として既存施設の一部を有用工作物として活用すること。 ・不要となる地下埋設物の撤去を行うこと。

3 庄分団消防機庫の新設

整備の概要は次に示すとおりである。別紙2 庄分団消防機庫計画要領1を参照すること。

項目	内容
面積	建築面積 44 m ² 程度 延べ面積 70 m ² 程度
階数	地上2階建て
構造種別	軽量鉄骨造
構造安全性	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(令和3年版)」における次の耐震安全性の分類以上 ・構造体:耐震Ⅱ類相当(法令による必要耐力の1.25倍(相当)とすること) ・建築非構造部材:B類 ・建築設備:乙類

4 庄分団消防機庫の解体

解体の概要は次に示すとおりである。別紙2 庄分団消防機庫計画要領2を参照すること。

項目	内容
解体撤去範囲	・庄分団消防機庫上屋、土蔵倉庫、コンクリート基礎等を対象とする。
留意点	・解体撤去後の仕上がり地盤は、敷地全体の計画に合わせて設定するものとする。 ・不要となる地下埋設物の撤去を行うこと。

5 外構施設整備

整備の概要は次に示すとおりである。別紙3 外構計画要領1を参照すること。

項目	内容
事業用地①	困障等、自動車駐車場、自転車置場、舗装、ホース乾燥塔、国旗掲揚塔、植栽、照明設備、緊急放送設備、給水設備、
事業用地②	困障等、自動車駐車場、舗装

第4 事前調査業務に関する要求水準

1 測量調査

本事業において、測量調査が必要となる場合は、事業者が適切に実施すること。

2 地質調査

地質調査を実施し、防災拠点として機能するための液状化対策の検討を行い、発注者に検討結果を報告すること。

なお、既存建物の杭を液状化対策として活用することを想定している。

3 アスベスト含有材使用状況調査

解体撤去工事に先立ち、解体撤去部分を対象とするアスベスト含有材使用状況調査を必要な時期に適切に実施し、その結果を市に報告すること。なお、当該調査は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係わるクロスチェック事業）」により認定されるA又はBランクの認定分析技術者によって行わせること。

4 PCB含有材使用状況調査

解体撤去工事に先立ち、解体撤去部分を対象とするPCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について必要な時期に適切に調査を実施し、その結果を市に報告すること。

5 その他事業者が必要とする調査

周辺家屋調査及びアスベスト含有材使用状況調査等に限らず、本事業を実施することにより周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、事業者は自らの責任及び費用において、法令を遵守のうえ、必要に応じて適切に、周辺地域に及ぼす影響についての調査、分析及び検討すること。

第5 設計業務に関する要求水準

1 基本的事項

- ア 事業者は、事業契約締結後、速やかに、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業計画書を作成し、市による承認を受けること。
- イ 承認後の事業計画書に基づき「第1 2 (2) 設計業務」に規定する範囲の設計業務を行い、設計業務完了後に市による承認を受けること。
- ウ 設計企業は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士である管理技術者を定め、業務を管理させること。

2 設計

- ア 設計は、第 3 の整備に関する要求水準及び提案書に基づき行うこと。
- イ 市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計に当たり、定期的に市と協議を行うこと。

3 設計段階における各種申請手続

- ア 建築基準法に基づく計画通知ほか各種申請等、設計段階における関係官公署等への手続等は、遅滞なく行うこと。
- イ 建築基準法に基づく計画通知を行う際は、申請前に市に事前に説明のうえ確認を受け、確認済証取得時には、市にその旨の報告を行うこと。
- ウ アに係る申請料等は事業費に含むものとする。
- エ 庄支所については、nearlyZEB 以上の認証を事業者の責任と費用負担において取得することとし、取得するために必要な手続きを行うこと。

4 その他関連事項

- ア 設計業務は、市の担当者との十分な打合せにより実施するものとし、打合せの結果については、記録等により市へ報告すること。
- イ 事業者は、要求される性能等が確実に設計に反映されるよう、スケジュール管理を適切に行うこと。

ウ その他、事業の実施において必要な説明資料等の作成を行うこと。

5 業務の報告及び設計図書等の提出

ア 事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を市へ提出し、市が提示した事業スケジュール等に適合していることの承認を受けること。

イ 事業者は、設計の打合せ時に必要な資料等を市へ提示し、要求される性能等が反映されていることの承認を受けること。

ウ 事業者は、設計の完了時に設計図書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの承認を受けること。

エ 事業者は、設計の状況について、市の求めに応じて随時報告を行うこと。

第6 解体撤去業務に関する要求水準

1 解体撤去対象

解体撤去対象となる施設は次のとおり。

- ア 庄支所及び附属建物
- イ 庄分団消防機庫及び附属工作物
- ウ その他の解体撤去の対象は、庄支所及び庄分団消防機庫の建替えに係る外構（自転車置場・緑地・外部舗装等）のほか外構施設整備に関するものとする。

2 基本的事項

- ア 現場代理人は常駐で配置し、建設業法第26条第2項に基づく監理技術者は専任で配置することとし、着工前にその者の氏名、経歴、有する資格等について市に通知すること。
- イ 事業者は、解体撤去工事にあたり、必要とされる事前調査があれば適切に実施すること。
- ウ 事業者は、解体撤去工事にあたり、適切な工法選定と施工計画に基づき行うこと。
- エ 想定外の状況に対する計画の変更については、事業者と市が協議を行い、対応策や市と事業者の費用負担等を決定のうえ、市の承認を得て進めるものとする。
- オ アスベスト含有材等使用状況調査の結果、アスベストの使用が認められた場合、処理方法についてあらかじめ市と協議を行い、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、事業者において適切に処理を行うこと。なお、飛散性アスベスト含有材の処理費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。
- カ 事前調査の結果、PCB 安定器が確認された場合、市が指定する方法により、照明器具より取り外した安定器の保管を行い、市に引渡すこと。PCB を使用していないことが確認された安定器については、市の承認を得た後、事業者の責任で適正に処分すること。
- キ 解体撤去工事の施工は、周辺地域へ十分配慮するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置

のうえ、実施すること。

3 業務の報告及び図書等の提出

- ア 事業者は、解体撤去工事の着手前に、工程表及び施工計画書を市へ提出し、市が提示した事業スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の承認を受けること。
- イ 事業者は、解体撤去工事の期間中、各種協議の記録や工事状況の写真等を市へ定期的に提出し、承認を受けること。
- ウ 事業者は、解体撤去工事の完了時に完成図書を市に提出し、市の承認を受けること。

第7 建設業務に関する要求水準

設計に基づき、次の事項に留意し施工を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、庁舎の業務継続に配慮した施工計画に基づき実施すること。

1 庄支所・庄分団消防機庫の建設工事

対象工事は第3の1、3、5を参照すること。

2 施工管理

- ア 事業者は、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、市に提出して承認を得ること。
- イ 事業者は、工程について、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能等が確実に確保されるよう管理すること。
- ウ 現場代理人は常駐で配置し、建設業法第26条第2項に基づく監理技術者は専任で配置することとし、着工前にその者の氏名、経歴、有する資格等について市へ届け出ること。
- エ 関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、工程表及び施工計画書等に従って工事を実施すること。

3 安全対策

- ア 工事中における来庁者及び近隣に対して、万全の安全対策を行うこと。
- イ 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないように、万全の対策を講じること。
- ウ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況把握や、道路管理者等と打合せを行い、運行速度、適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等に十分に配慮すること。
- エ 工事車両通行道路には、工事標識、交通誘導員等を配し、交通安全に十分注意すること。
- オ 近隣住人へも十分に配慮し、極力支障のないような施工計画を作成し、実施すること。

4 廃棄物対策

発生する建設廃棄物を処理する場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し適正に処理すること。

5 保険の付保等

- ア 事業者は、建設工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等の必要な保険に加入すること。詳しくは事業契約書による。
- イ 事業者は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを市へ提出すること。
- ウ 事業者は、アに係る費用等を負担すること。

6 建設段階における各種申請手続

建設段階における関係官公署等への手続等は、遅滞なく行うこと。

7 化学物質室内濃度調査

- ア 事業者は、工事完了後に、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、市へ報告すること。
- イ 事業者は、アに係る費用等を負担すること。

8 事業者による完成検査等

- ア 事業者の責任及び費用において、庄支所・庄分団消防機庫の完成検査及び設備、器具等の試運転検査等を実施すること。
- イ 事業者は、検査の実施にあたり、事前に市へ通知することとし、市は、事業者が実施する完成検査等に立ち会うことができる。

9 業務の報告及び計画書等の提出

- ア 事業者は、建設工事着手前に、市が指示する書類を提出し、市が提示した事業

スケジュール等に適合していること等の承認を受けること。市へ提出する書類の詳細は、市と事業者の協議により決定する。

- イ 事業者は、建設工事の進み具合及び施工状況等について市へ報告し、市の求めに応じて説明を行うこと。また、市は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができる。
- ウ 事業者は、施工状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- エ 市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- オ 事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について、事前に市へ通知すること。市は、これらに立ち会うことができる。
- カ 事業者は、建設工事の期間中、市の求めに応じ中間確認を受けること。
- キ 事業者は、完了に伴う検査等を行う場合は、事前に市へ通知すること。市は、これらに立ち会うことができる。
- ク 事業者は、建設工事完了時に市へ報告を行い、完成状況の確認を受けること。この際、事業者は、施工記録を用意すること。

第8 工事監理業務に関する要求水準

1 基本的事項

- ア 工事監理企業は、工事監理者を配置し、建築士法第2条第7項に規定される工事監理業務を実施させること。
- イ 工事監理者は、「第1 2(4)建設業務」に記載する業務が設計図書等に基づき適切に行われていることを確認すること。
- ウ 工事監理者は、上記イとともに、必要に応じて立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、工程管理及び施設の品質管理を行うこと。また、適切な指示を書面等により行うこと。
- エ 工事監理者は、業務内容その他必要な事項を記録すること。

2 業務の報告及び確認書類等の提出

- ア 市は、工事監理業務の実施前に、工事監理者の資格等について、適格かどうかの確認を行う。
- イ 事業者は、工事監理の実施状況について、毎月報告を行うとともに、市の要求に応じて、適切な方法により説明を行うこと。
- ウ 事業者は、工事監理業務の完了時に、適切な方法により業務の報告を市に行うこと。

第9 その他事業実施に必要な業務の要求水準

1 電波障害調査

事業者は、建設工事完了後、電波障害調査を適切に実施すること。

2 周辺家屋調査

ア 事業者は、建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、建設工事着手前の必要な時期に適切に周辺家屋調査を行うこと。

イ 家屋調査にあたっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に定める事業損失部門に登録を行っている者（これらの者と同等の知識及び能力を有する者を含む）が行うこと。

ウ 事業者は、自らの責任及び費用において、法令を遵守するとともに、設計図書及び要求水準書等に従って庄支所庁舎等が整備されることにより周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、建設工事の着工前、工事期間、工事完了後の各段階において、必要に応じて、周辺地域に及ぼす影響についての調査、分析及び検討を適切に実施すること。

3 完成確認及び引渡し

市は、事業者による「第7 8事業者による完成検査等」に規定する完成検査及び設備等の試運転の終了後、庄支所庁舎等について、次の方法により完成確認を実施する。

ア 市の利用に際し引き渡しを行う場合は、事業者立会いのもと、完成確認を実施する。

イ 完成確認は、市が承認した設計図書との照合により実施する。

ウ 事業者は、設備、器具等の取扱いに関する市への説明を、管理マニュアル等を用いて実施すること。なお、この説明は、アの完成確認とは別に行うこと。

エ 事業者は、市の完成確認に際し、完成図書を提出すること。完成図書の内容は、事前に市へ確認すること。

オ 事業者は、市の完成確認を受けた後、庄支所庁舎等の引渡しを行うこと。引渡

し方法の詳細は、市との協議により決定する。

4 近隣対策・対応

- ア 事業者は、解体撤去工事及び建設工事に先立ち、関係法令に基づき、周辺住民に対し工期や工程等を十分に説明すること。
- イ 事業者は、解体撤去工事及び建設工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等、近隣に対する悪影響等が生じないように十分配慮すること。やむを得ず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- ウ 事業者は、解体撤去工事及び建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、周辺家屋調査の結果に基づき、必要な時期に適切にその対策を講じること。
- エ 事業者は、隣接する物件や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう注意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、事業者の責任及び費用において補修、補償等を行うこと。また、公共施設の場合は補修方法等について管理者の事前承認を得ること。

5 公有財産台帳登録関係書類の作成支援

事業者は、庄支所・庄分団消防機庫の引渡しを行うにあたり、事業費内訳等、公有財産台帳への登録に必要な関係書類の作成支援を行うこと。

6 国庫補助金申請関係書類等の作成支援

事業者は、市が実施する国庫補助金、及び起債申請関係書類の作成に関し、補助対象額及び補助額の算定根拠（施設毎の工事費等の積算内訳書等）についての各種資料等（位置図、配置図、平面図、面積表等の指定色別塗り図書類等）の作成等、市の支援を行うこと。

7 瑕疵担保検査

- ア 事業者は、庄支所庁舎等の引渡しの1年経過時点、2年経過時点の各年の経過

時点において、市の立会いのもとで、庄支所庁舎等の瑕疵担保検査を実施すること。

- イ 検査の結果、施工上の瑕疵が確認された場合、事業者の責任および費用により当該瑕疵を修補しなければならないものとする。

別紙1 庄支所計画要領

1 庄支所庁舎新設

庄支所の施設計画内容は、次のとおりである。なお、既存設備との取り合いが発生する箇所においては、十分な現場調査を実施し、庁舎等の機能継続性に影響がないように計画・施工すること。

(1) 建物全体の要求水準

共通事項	
建物配置	・別添資料5 基本計画図に示す配置案を参考とすること。
建築面積	・延べ面積390㎡以上の地上階数を1とし、別添資料6 基本計画図に示す庄支所平面案を参考とすること。
耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき、次の基準以上とすること。 ☑ 構造体の耐震安全性：Ⅱ類相当（法令による必要耐力の1.25倍（相当）とすること） ☑ 非構造部材の耐震安全性：B類 ☑ 設備の耐震安全性：乙類
耐火性能	・建築基準法第2条第9の3号ロに基づく「同施行令第109条の3第2号」の基準に適合すること。
環境性能	・「Nearly ZEB」とすること（認証必要）。
建築	
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・設計GLを現状より30cm以上とし、床仕上げの高さはこれから30cm以上とすること。なお、公用車駐車場・倉庫以外の床レベルは同一とし、床仕上げの下はコンクリート土間とすること。 ・公用車駐車場・倉庫は、雨水侵入対策を施すこと ・バリアフリーとすること（岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル・バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準に基づくこと）。 ・駐車場から風除室に至る動線には、適切にスロープ及び屋根を設け、車いす利用者の利用も想定した計画とすること。 ・風除室、大会議室、通路・待合及び便所のみで、閉庁時も開放・使用が可能なよう、その他と任意に区画できる計画とすること。 ・明るく開放的な意匠とすること。 ・分かりやすいサインを表示すること。 ・外壁面で人目の付きやすい箇所へ、公告式条例に基づく公告・告示ができる掲示板を設けること。 ・館銘板を設けること。
各室共通	<ul style="list-style-type: none"> ・特記無い限り、床仕上の下地は、コンクリート土間とすること。 ・適切な内装材を設けること。 ・可能な範囲で窓を設け、ブラインド、網戸を設けること。 ・出入口の建具は、特記無い限りハンガー戸とすること。 ・シャッターと記載している箇所への柱の設置は可能であるが、極力避けること。 ・耐力壁部分と開口部の位置の変更は、極力避けること。 ・維持管理性を考慮し、必要な箇所点検口を設置すること。
電気設備	
引込設備	<ul style="list-style-type: none"> ・引込は、最寄りの電力柱から低圧での引き込みとする。 ・引込柱または外壁で受電し、引込開閉器盤を設けて各分電盤へ分岐すること。 ・引込柱で受電する場合は、適切な箇所にハンドホール等を設置すること。 ・許容電流、電圧降下などを考慮し、配線の種類、サイズを適切に決定すること。
電灯設備	・将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込んだ分電盤を設置すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 各執務機能を考慮し十分な照度の確保に配慮すること。 照明器具はすべてLEDとし、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うとともに、維持管理の容易性にも配慮すること。
コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> 拡張性に配慮すること。 部屋の用途及び目的に応じた取付位置、形式、数量及び容量とすること。
動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 動力制御盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。
電話	<ul style="list-style-type: none"> 光回線配線及び電話機の設置は別途工事とし、引き込みの配管やルート確保は本工事で行うこと。 最寄りのNTT柱から、引込柱を経由または直接建物に引き込むことを想定すること。引込柱経由とした場合、適切な位置にハンドホール等を設置すること。 弱電用端子盤を設置すること（寸法は、H1200W800D200以上とすること）。 電話用引き込み点から弱電用端子盤まで、空配管（PF22×3）を施工すること。 弱電用端子盤から必要箇所へ、必要な配管を施工すること。
通信	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎間イントラネット用配線の敷設は別途工事とし、引き込みの配管やルート確保は本工事で行うこと。 最寄りの通信用電柱から、引込柱を経由または直接建物に引き込むことを想定すること。引込柱経由とした場合、適切な位置にハンドホール等を設置すること。 通信用引き込み点から弱電用端子盤まで、空配管を施工すること。なお、入線するケーブルは、外径11mm、曲げ半径250mm程度の光ファイバーケーブルを想定している。 弱電用端子盤から必要箇所へ、必要な配線配管を施工すること。
テレビ共同受信設備	<ul style="list-style-type: none"> 地上デジタル放送の受信が可能なアンテナを設け、必要な場所で視聴できるように、配管配線を含めて施工すること。
機械設備	
給水	<ul style="list-style-type: none"> 単独引き込み（工事負担金、水道利用加入金、手数料含む） 事業期間中の業務継続が可能となるように、必要に応じて仮設配管を施工すること。 適切な管種管径とし、必要に応じて保温・塗装を行うこと。 バルブ、埋設標示杭等については、必要に応じて設置すること。 屋外露出の塩ビ配管はカラーとすること。 保守性、更新性に配慮すること。
排水	<ul style="list-style-type: none"> 自然流下による排水とし、公共下水（既存取付ます）に接続すること。 事業期間中の業務継続が可能となるように、必要に応じて仮設配管を施工すること。 適切な管種管径とし、必要に応じて保温・塗装を行うこと。 掃除口、柵、埋設標示杭等については、必要に応じて設置すること。 屋外露出の塩ビ配管はカラーとすること。 保守性、更新性に配慮すること。
衛生	<ul style="list-style-type: none"> 機能性、節水性、清掃を含む保守性に配慮すること。 想定される建物利用者に応じて誰もが使いやすい器具を採用し、ユニバーサルデザインに配慮すること。
空調	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に準じた空調・換気（温度・湿度・CO2濃度・粉塵等）を基本とする。 保守性、機能性、省エネ性、更新性を総合的に考慮し高効率の機器を採用すること。 諸室の空間・用途・目的に応じた機器選定やゾーニングを行い、適切な室内環境を確保すること。

換気	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に合わせた給排気計画を行うこと。 ・空気バランス、保守性、機能性、省エネ性、更新性、シックハウス対策に配慮すること。
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器ABC型
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の鍵は、特記がない限り原則シリンダー錠とし、設計に際しては発注者とキープランを協議のこと。 ・本市が別途発注する機械警備業務委託の発注支援（必要図面提供等）を行うこと。また、機械警備装置設置等にあたり、委託業務受注者との適宜調整や、本業務で配管の設置等行うなど、意匠性、機能性に配慮すること。

※ ブラインドは、室内の快適性・安全性等のため、遮熱・遮光ハニカムスクリーンとすることが望ましい

(2) 主要なエリア・諸室等の要求水準

執務室		
用途	職員の執務	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバーやPCの配置が想定される机部分等の床は、OAフロアとすること ・日射の遮蔽、まぶしさ等に配慮すること ・カウンター前部には、管理用シャッターを設け、案内表示板及びシャッターケース収納部を兼ねた下り壁を整備し、照明設備を設けること（案内表示板：係名、申請・受付等の種類を明示） ・可能な限り、ピックアップレール（ワイヤー等共）を設けること。 ・来庁者の目に触れやすい壁面は、掲示板とすること。 ・電源コンセントはハーネス式とし、OAタップを必要な箇所に必要数設置すること。 ・弱電用端子盤からOAフロアまで空配管（PF28×2本、PF22×4本程度以上）を設置すること。 ・将来、天井内に無線LANアクセスポイントを設置することを想定し、天井に空配管（PF22）を設置し、弱電用端子盤からの配線ルートを確認すること。 ・外部に面した開口部のガラスは視線に配慮すること。 	
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	事務机・椅子 キャビネット等 情報ラック
通路・待合		
用途	廊下及び市民の待合	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカウンターでの対応や待合による、椅子の使用を想定した十分な幅員を確保すること。 ・執務室境の垂壁には係名、各種申請等の表示を行ったサインを設けること。 ・ピックアップレール（ワイヤー等共）を設けること。 	
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	ローカウンター ローカウンター用椅子 待合用椅子
小会議室		
用途	職員同士又は職員と来客者との会議	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口建具は、待合に接した部分の建具の開口幅は可能な限り大きなものとし、鍵を設けること。 ・2室に間仕切れる可動間仕切壁を設けること。 ・防災モニター取付のために壁を補強すること。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・OAフロアとすること。 ・電源コンセントはハーネス式とし、OAタップを必要な箇所に必要数設置すること。 ・情報コンセント（2口）を1か所以上設置し、弱電用端子盤までの空配管（PF22）を設置すること。 ・将来、天井内に無線LANアクセスポイントを設置することを想定し、天井に空配管（PF22）を設置し、弱電用端子盤からの配線ルートを確認すること。 ・壁、建具は防音に配慮すること。 ・テレビ用コンセントを1か所設置し、アンテナまでの配線配管を施工すること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	長机・椅子
金庫室・倉庫		
用途	金庫や種々の備品・消耗品置場	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口建具には鍵を設けること。 ・電源コンセントを2か所以上設置すること。 	
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	耐火金庫等
更衣室1・2		
用途	男女別の更衣	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・2室に区切るロッカー上部部分に垂壁を設けること。 ・照明スイッチは人感センサーとすること。 ・電源コンセントを各1か所以上設置すること。 	
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	ロッカー
休憩室		
用途	職員の時間外の食事や休憩の取得	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台（L=1,200）、吊戸棚及び洗面台を設置すること。 ・通用口用開戸を設け、内外部側から施錠が可能なものとする。 ・小型電気温水器等を設置し、流し台及び洗面台で熱湯及び温水が使用可能なものとする。 ・機械警備用盤の設置を想定すること。 ・専用コンセントを必要数設置すること（電気温水器用、電子レンジ用）。 ・上記以外に、電源コンセントを3か所以上設置すること（うち1か所は洗面台用とする）。 	
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
多目的便所		
用途	車いすやオストメイト利用者が利用できる便所	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・自動水栓を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・パブリック用、バリアフリー対応、壁掛型、暖房洗浄便座、センサースイッチ、擬音装置、背もたれ、L型手すり、はね上げ手すり、洗面（自動水栓）を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイトを設けること。 ・ベビーシート、ベビーチェアを設けること。 ・レバーハンドル錠とすること。 ・照明スイッチは人感センサーとすること。 ・便所内に呼び出しボタンを設置し、表示灯及びブザー等で異常をトイレ外に知らせること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
女子便所		
用途		女子用便所
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・大便器2個、洗面器2個を設けること。 ・大便器は、パブリック用、壁掛型、暖房洗浄便座、センサースイッチ、擬音装置を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・自動水栓を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・照明スイッチは人感センサーとすること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
男子便所		
用途		男子用便所
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・掃除用流しを設けること（1個設けることとし、多目的便所、女子便所に配置することも可能）。 ・大便器1個、小便器2個、洗面器2個を設けること。 ・大便器は、パブリック用、壁掛型、暖房洗浄便座、センサースイッチ、擬音装置を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・小便器は、自動洗浄小便器、壁掛型、低リップ式を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・自動水栓を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・照明スイッチは人感センサーとすること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
大会議室		
用途		<ul style="list-style-type: none"> ・職員同士又は職員と来庁者との会議 ・期日前投票 ・地域住民の会議・集会
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ピクチャーレール（ワイヤー等共）を設けること。 ・プロジェクター画像の投影を想定した壁仕上げとすること。 ・可動間仕切壁を設けること。 ・床仕上げはフローリングとすること。 ・電源コンセントを4か所（2系統）以上設置すること。 ・情報コンセント（2口）を2か所以上設置し、弱電用端子盤までの空配管（それぞれPF22×2）を設置すること。 ・電話コンセントを2か所以上設置し、弱電用端子盤までの空配管（それぞれPF22×1）を設置すること。 ・将来、天井内に無線LANアクセスポイントを設置することを想定し、天井に空配管（PF22）を設置し、弱電用端子盤からの配線ルートを確認すること。 ・テレビ用コンセントを2か所設置し、アンテナまでの配線配管

		を施工すること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	長机・パイプ椅子、プロジェクター
倉庫		
用途		会議室用の備品や消耗品の収納
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・室境にはロールスクリーンを設けること。 ・内部仕上げは会議室と同じものとする。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	スチール棚
公用車駐車場		
用途		公用車の駐車
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、鍵付のシャッターを設けること。 ・車止めを設けること。 ・公用車駐車場前傍に、水洗柱を設けること。 ・電気自動車用の普通充電コンセント（単相200V）を3か所設置すること。なお、壁付け1か所、ポール型2か所を想定している。 ・上記以外に、電源コンセント（単相100V）を1か所以上設置すること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
防災倉庫		
用途		防災用資機材の倉庫
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・出し入れ口は、鍵付のシャッターを設けること。 <p>なお、南側約90cmの部分に方立及び間仕切壁を設けること。</p>
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	スチール棚
資材・防災倉庫		
用途		産業・建設用資機材の倉庫
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・出し入れ口は、鍵付のシャッターを設けること。 ・電源コンセントを2か所以上設置すること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	スチール棚

2 庄支所庁舎解体撤去

現庄支所庁舎の解体撤去内容は、次のとおりである。

解体撤去	
解体撤去範囲	<ul style="list-style-type: none">・庄支所庁舎上屋、コンクリート基礎、倉庫・駐輪場・舗装等の外構、各設備、機器等を対象とする。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・解体撤去後の仕上がり地盤は、敷地全体の計画に合わせて設定するものとする。・敷地の液状化対策として既存施設の一部を有用工作物として活用すること。・不要となる地下埋設物の撤去を行うこと。・1階執務室、1階休憩室、2階大会議室の空調機（冷媒等含む）は、他施設で再利用できるようにポンプダウン等実施の後、監督員の指示する市内指定場所まで運搬のこと。

別紙2 庄分団消防機庫計画要領

1 庄分団消防機庫新設

庄分団消防機庫の施設計画内容は、次のとおりである。なお、既存設備との取り合いが発生する箇所においては、十分な現場調査を実施し、庁舎等の機能継続性に影響がないように計画・施工すること。なお、消防機庫は、市内で画一的に整備しているものであることから、要求水準を大きく超えた計画としないこと。

(1) 建物全体の要求水準

共通事項	
建物配置	・別添資料5 基本計画図に示す配置案を参考とすること。
建築面積	・建築面積 44.20 m ² 延べ面積 70.03 m ² 程度の地上階数を2とし、別添資料7 基本計画図に示す庄分団消防機庫平面案を参考とすること。
耐震性能	・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき、次の基準以上とすること。 <input checked="" type="checkbox"/> 構造体の耐震安全性：Ⅱ類相当（法令による必要耐力の1.25倍（相当）とすること） <input checked="" type="checkbox"/> 非構造部材の耐震安全性：B類 <input checked="" type="checkbox"/> 設備の耐震安全性：乙類
耐火性能	・建築基準法第2条第9の3号口に基づく「同施行令第109条の3第2号」の基準に適合すること。
建築	
全体計画	・公用車駐車場・倉庫以外の床レベルは同一とし、床仕上下はコンクリート土間とし、高さは、想定浸水深さL1以上とすること。 ・公用車駐車場・倉庫は、雨水侵入を考慮すること。 ・明るく開放的な意匠とすること。 ・分かりやすいサインを表示すること。
各室共通	・機庫を除く屋内部分は、仕上材を設けること ・窓には網戸、窓上部に出幅が150mm程度の庇を設けること・適切な内装材を設けること。 ・可能な範囲で窓を設け、網戸を設けること。 ・耐力壁部分と開口部の位置の変更は、極力避けること。 ・維持管理性を考慮し、必要な箇所に点検口を設置すること。
電気設備	
引込設備	・引込は、最寄りの電力柱から低圧での引き込みとする。 ・引込柱または外壁で受電し、引込開閉器盤を設けて分電盤へ配線すること。 ・許容電流、電圧降下などを考慮し、配線の種類、サイズを適切に決定すること。
電話	・光回線配線及び電話機の設置は将来工事とし、引き込みの配管やルートの確保は本工事で行うこと。 ・最寄りのNTT柱から、引込柱を経由または直接建物に引き込むことを想定すること。 ・将来、必要な部屋で電話を利用できるよう、電話引き込み点から必要箇所まで配管を施工すること。
電灯設備	・予備回路を適切に見込んだ、分電盤を設置すること。 ・各執務機能を考慮し十分な照度の確保に配慮すること。 ・照明器具はすべてLEDとし、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うとともに、維持管理の容易性にも配慮すること。 ・階段や自動車出入口など、建物外壁の必要箇所に照明を設置すること。
コンセント設備	・部屋の用途及び目的に応じた取付位置、形式、数量及び容量とすること。
テレビ共同受信設備	・アンテナの設置やテレビ用配線の敷設は将来工事とし、配管やルートの確保は本工事で行うこと。

緊急放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・控室内に、緊急放送用のP Aアンプ、ハンディマイク、無停電電源装置、モーターサイレン制御盤を設置し、サイレン等の緊急放送を可能とすること。 ・緊急放送に必要な配線、配管を施工すること。
機械設備	
給水	<ul style="list-style-type: none"> ・単独引き込み（工事負担金、水道利用加入金、手数料含む） ・事業期間中の業務継続が可能となるように、必要に応じて仮設配管を施工すること。 ・適切な管種管径とし、必要に応じて保温・塗装を行うこと。 ・バルブ、埋設標示杭等については、必要に応じて設置すること。 ・屋外露出の塩ビ配管はカラーとすること。 ・保守性、更新性に配慮すること。
排水	<ul style="list-style-type: none"> ・自然流下による排水とし、公共下水道に接続すること。なお、公共下水道本管からの引き込み、取付ます設置についても本事業に含む。（負担金等含む） ・事業期間中の業務継続が可能となるように、必要に応じて仮設配管を施工すること。 ・適切な管種管径とし、必要に応じて保温・塗装を行うこと。 ・掃除口、柵、埋設標示杭等については、必要に応じて設置すること。 ・屋外露出の塩ビ配管はカラーとすること。 ・保守性、更新性に配慮すること。
衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性、節水性、清掃を含む保守性に配慮すること。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・将来エアコンを設置できるように配慮すること。
換気	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に合わせた給排気計画を行うこと。 ・空気バランス、保守性、機能性、省エネ性、更新性、シックハウス対策、火気使用対策に配慮すること。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス（LPG）給湯器 10号を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・屋外 LPG ボンベ置場を設けるとともに、直近にガス供給業者がガスメーターを設置できるようガスメーター接続部以降の配管を施工すること。

(2) 主要なエリア・諸室等の要求水準

消防機庫	
用途	消防団用消防車の車庫
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・W=1,880mm×L=5,380mm×H=2,320mmの車両が出入り、駐車し、団員が乗降できるような平面計画・断面計画とすること。 ・機庫前のスロープは、車輪位置を確認・考慮し、車両下部への接触が無いようにすること。 ・車両出入口用のシャッターは、幅3,000mm、高さ2,850mm程度とし、材質はスラット及びケースは錆びにくい材質・仕上とし、ガイドレール、座板は錆びない材質とすること。シャッターには角型ケース、施錠装置(ディンプル錠)、フック棒を設けること。 ・座板床面位置と屋内側には、雨水侵入防止のために30mm程度の段差を設け、錆びない材質の見切を設けること。 ・出入口には出幅1,000mm程度の庇を設けること。 ・出入用の建具は、錆びにくい仕上げとした鋼製片開き戸とし、縦スリットガラスを設け、必要な鍵等の金物を設けること。 ・現消防機庫に収納されているものが整理できる棚等を設けること。 ・防火衣を掛けられる金物等を設けること。 ・シャッター部出入口に庇及びその下に、赤色灯を設けること

		<p>又は、これに代わる赤色灯一体式の底を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便所境壁面に洗面台を設け、横の外壁面に窓を設けること。 ・ ガラスは視線等に配慮したものとする。 ・ 電源コンセントを5か所以上設置すること。 ・ 電話線チップ（配線は将来工事）を1か所設置し、電話用引き込み口からの空配管（PF22）を施工すること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
便所		
用途	団員用便所	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入用の建具は、錆びにくい仕上げとした軽量鋼製ハンガー戸とし、小窓を設け、必要な鍵等の金物を設けること。 ・ 洋便器及び小便器を設けること。 ・ 手摺やペーパーホルダー等、必要な設備を設けること。 ・ 外壁面に窓を設けること。 ・ ガラスは視線等に配慮したものとする。 ・ 大便器は、普通便座を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・ 小便器は、FV式、低リップ式を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・ マルチシンクは、化粧鏡、横水栓（レバー式）を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・ 電源コンセントを1か所以上設置すること。 	
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
控室		
用途	団員用の会議室・食事室・談話室	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畳敷14帖とフローリング等の板敷とすること。 ・ 床下地は、快適性・断熱性に配慮すること。 ・ 1階部分へ室外機の設置、壁面へ室内機の設置を想定し、必要な設備等を設けること。 ・ 将来エアコンを設置できるようにスリーブを設けること。 ・ 壁コンセントヒューズコック（φ9.5、LPG用）を設置することで、想定される器具を利用できるように配慮するとともに、その他必要な機能等を具備すること。 ・ エアコン用専用電源コンセントを設置すること。 ・ 電源コンセントは、エアコン用専用コンセントとは別に、5か所以上設置すること。 ・ 電話線チップ（配線は将来工事）を1か所設置し、電話用引き込み口からの空配管（PF22）を設置すること。 ・ テレビコンセント（配線は将来工事）を1か所設置すること。テレビ用引き込み口からの空配管（PF22）を設置すること。 ・ モーターサイレン制御盤を設置し、ホース乾燥塔に設置するモーターサイレンが設定したパターンで吹鳴するようにすること。 ・ PAアンプ、ハンディマイク、無停電電源装置を設置し、ホース乾燥塔に設置するスピーカーで、放送できるようにすること。 	
什器備品等	本事業内	

	本事業外 (別途発注)	
踏込		
用途		下足を脱ぎ下駄箱へ収納
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入用の建具は、錆びにくい仕上げとした鋼製片開き戸とし、縦スリットの小窓を設け、必要な鍵等の金物を設けること。 ・ 掃除がし易い床仕上げとすること。 ・ 50足（内25足は長靴用）の土足が収納できる下駄箱を設けること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
押入		
用途		座布団等の備品や消耗品用の物置
仕様		・ 中棚及び袋棚を設けること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	
流し台		
用途		食器等の清掃や給湯
仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台（L=1200）およびコンロ台（L=600）を設け、その他、冷蔵庫等を置くことが出来る仕上げ及び下地部分を設けること。 ・ コンロ台前には、換気フード（換気扇共）必要な設備を設けること。 ・ 流し台の上部には吊戸棚（L=1200）を設けること。 ・ 冷凍冷蔵庫設置箇所には、アース付コンセントを設けること。 ・ 給湯コーナーには、横水栓（レバー式）、シングル混合水栓を基本とし、その他必要な機能等を具備すること。 ・ ガス給湯器用台所リモコン、LB二口ヒューズコック（φ9.5）を設置することで、想定される器具を利用できるよう配慮するとともに、その他必要な機能等を具備すること。 ・ 電源コンセントは、ガス給湯器リモコン用コンセントとは別に、2か所以上設置すること。
什器備品等	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	冷凍冷蔵庫 食器棚

2 庄分団消防機庫解体撤去

現庄分団消防機庫の解体撤去内容は、次のとおりである。

解体撤去	
解体撤去範囲	・ 庄分団消防機庫上屋、土蔵倉庫、コンクリート基礎等を対象とする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体撤去後の仕上がり地盤は、敷地全体の計画に合わせて設定するものとする。 ・ 不要となる地下埋設物の撤去を行うこと。

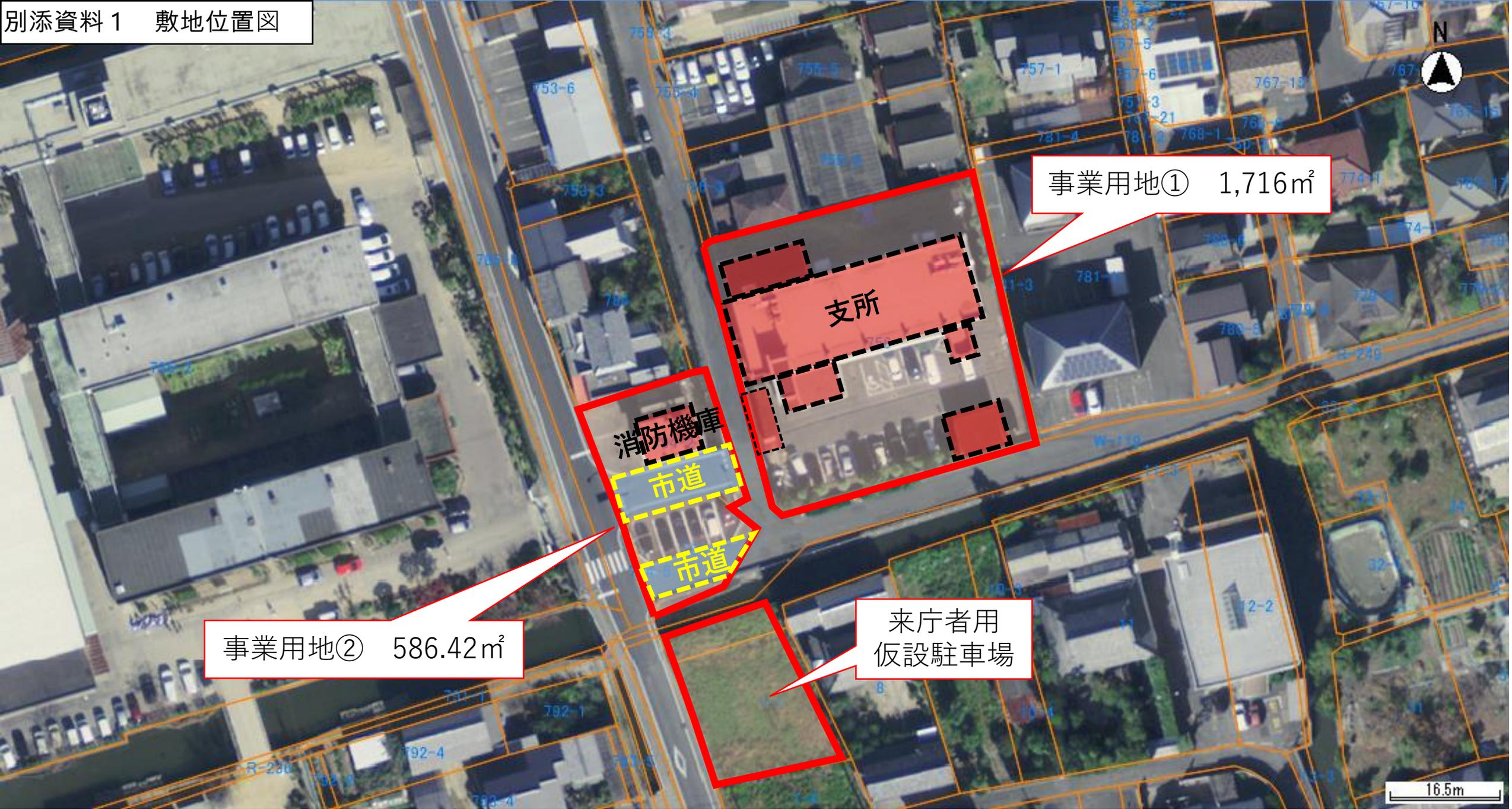
別紙3 外構計画要領

1 外構整備

外構の整備内容は、次のとおりである。なお、既存施設との取り合いが発生する箇所においては、十分な現場調査を実施し、庁舎等の維持管理及び交通に影響がないように計画・施工すること。

事業用地①	
囲障等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線に沿って、囲障、雨水排水設備、門扉等を設けること。 門扉には鍵を設けること。 施設管理者及び使用者が意図しない駐車ができないよう、道路境界線に沿って、ステンレス製チェーン付バリカー（沈式）を設けること。 部外者が進入できないよう、隣地境界線に沿って、高さ1,200mmのフェンスを設けること。なお、フェンス基礎は、鋼管製とすること。
自動車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 自動車駐車台数は、23台以上を確保すること。 1台分は建築物として、車いす等利用者用とし、支所棟の間にも屋根を設けること。屋根部分は、支所の軒・庇等を活用することを妨げない。 車止めを設けること。
自転車置場	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐輪台数は建築物として、10台以上を確保すること。屋根部分は、支所の軒・庇等を活用することを妨げない。
舗装	<ul style="list-style-type: none"> 植栽等緑地等必要な部分を除いて、自動車の駐車及び走行が可能な舗装を行うこと。 庄支所については、駐車、駐輪、誘導等に必要な区画線を施工すること。 自動車用の区画線はダブルラインとすること。
ホース乾燥塔	<ul style="list-style-type: none"> 配置は、敷地北西隅部とすること。 地震力及び風圧力に対して十分な材質、工法及び基礎とすること。 各部材は、錆びにくいものとし、地盤面・基礎天端周辺部分の塔は防食処理を行うこと。 ホースを乾燥出来る必要十分な高さの鉄製支柱とすること。 12本のホースを吊り下げ、キャッチできることができるものとする。 特殊サイレンを設置できるものとする。 <p>上記性能を満たすものとして次に参考品を示す。 (株)日本ネットワークサポート特殊NAホスポール17.4m-580kgf及び社外付属品 [消火用ホース片側6本2方向バンドレス型防災機器積載タイプ] 別添資料8 基本計画図に示すホース乾燥塔参考図を参考とすること。</p>
国旗掲揚塔	<ul style="list-style-type: none"> 1本で国旗及び市旗を同時に掲揚できること。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 必要な植栽を適切に行うこと。
喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に特定屋外喫煙場所を設定すること。
設備	
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は外光や人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。また、設定は容易に変更できるようにすること。
緊急放送設備 (ホース乾燥塔)	<ul style="list-style-type: none"> モーターサイレン、スピーカーを設置し、サイレン等の緊急放送を可能とし、別添資料9 基本計画図に示す緊急放送設備仕様(機器)参考図及び別添資料10 基本計画図に示す緊急放送設備仕様(ホース乾燥塔)参考図を参考とすること。 サイレン、スピーカーへの配線、配管を施工すること。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ステンレス水栓柱、横水栓(キー式)を必要箇所に設置すること。 水栓柱パンを設けること。

事業用地②	
困障等	<ul style="list-style-type: none"> ・南側市道を約8～9mに拡幅し、敷地境界線に沿って、困障、雨水排水設備、開閉管理用のチェーンを設けること。
自動車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車駐車台数は、13台以上を確保すること。 ・車止めを設けること。
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車及び走行が可能な舗装を行うこと。 ・駐車に必要な区画線を施工すること。



事業用地① 1,716㎡

支所

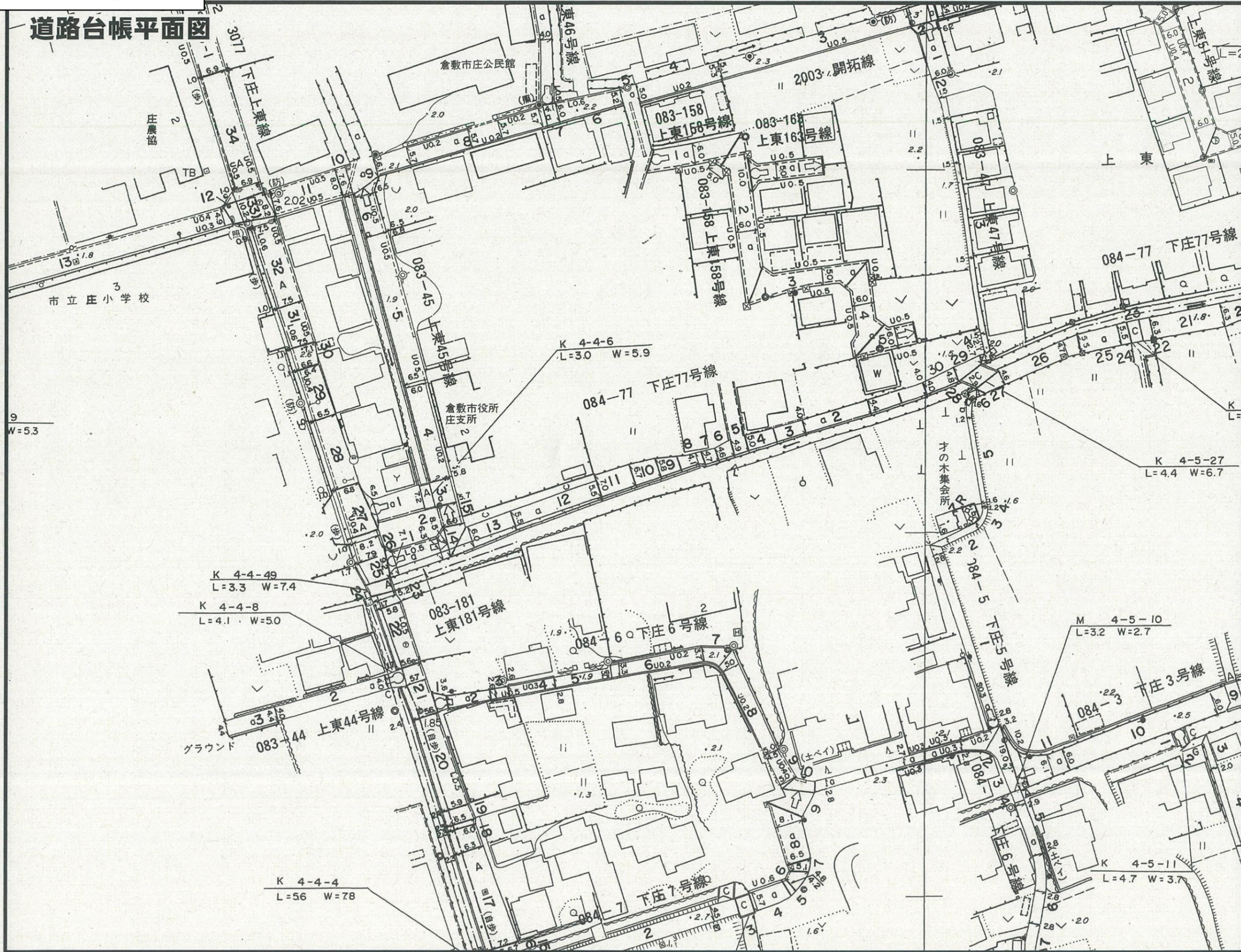
消防機庫

市道

事業用地② 586.42㎡

来庁者用
仮設駐車場

道路台帳平面図



縮尺 約 1/1000
倉敷市道路管理課

2024年1月10日

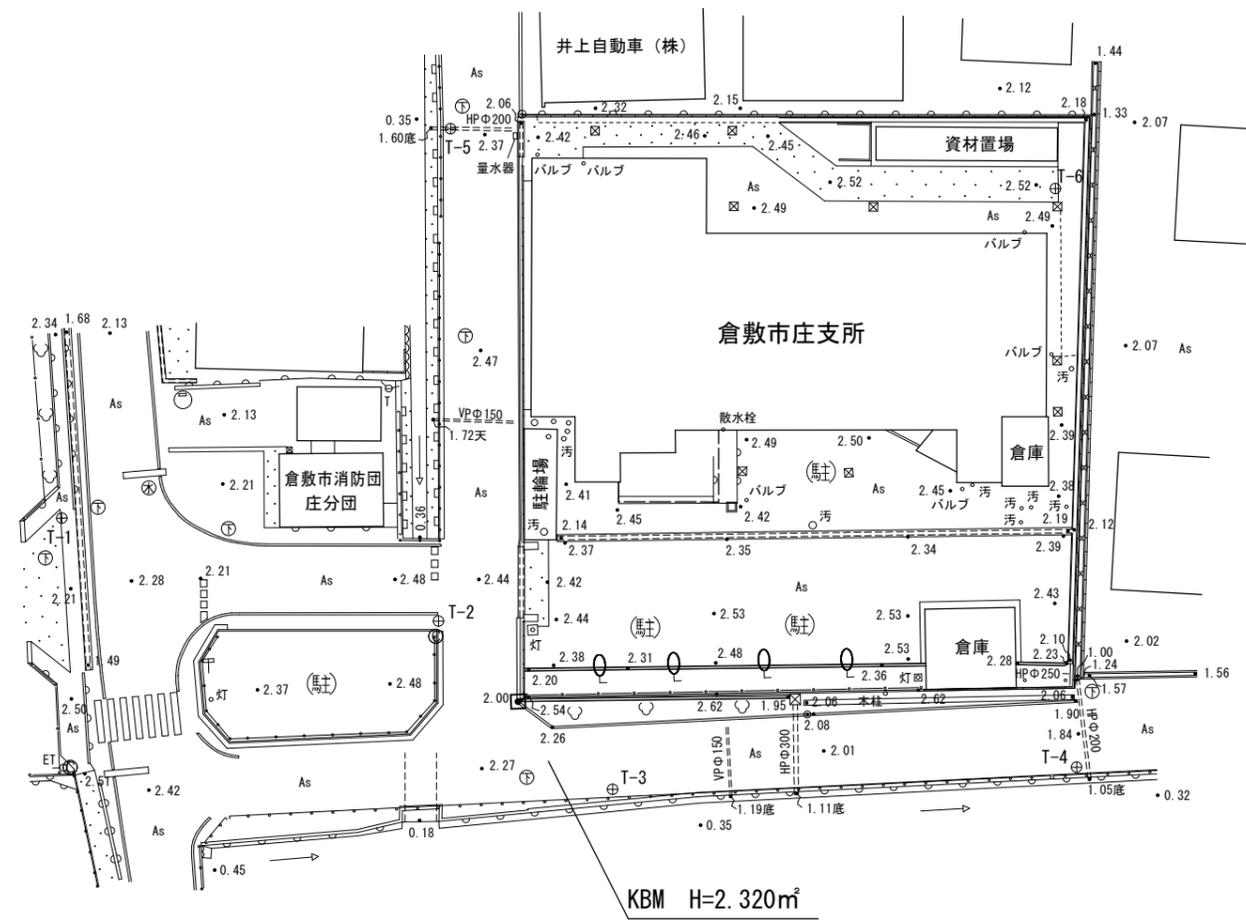
この図面の境界は法務局備付の地図とは異なり、権利関係を表すものではありません。



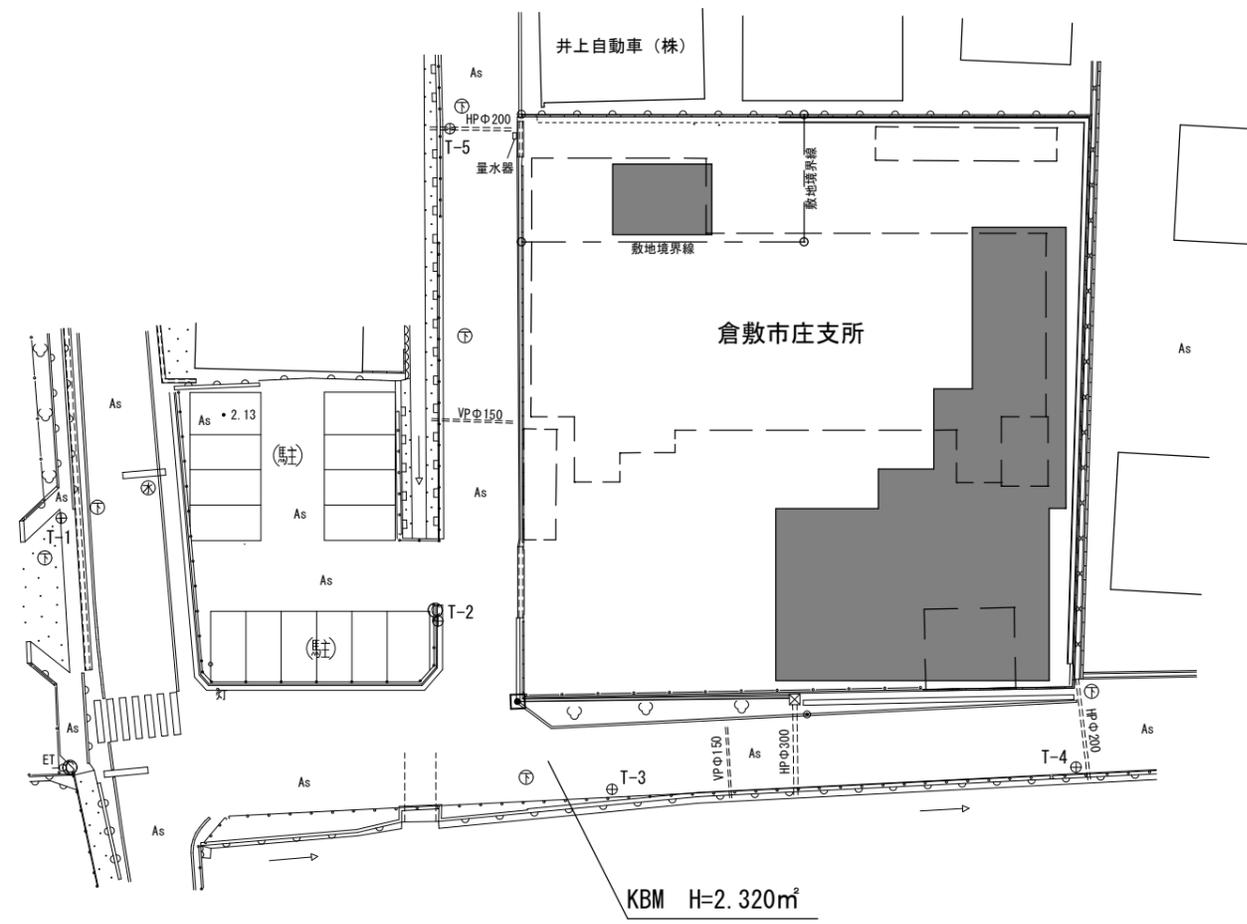
出図年月日: 令和06年01月10日 11時59分45秒



- ① 本図は、下水道施設の概ねの埋設位置を示しています。現地と異なる場合がありますので、参考図としてください。また、権利や境界などには関係ありません。
- ② 工事施工前には、当下水建設課職員立ち合いの下、試験掘りを実施のうえ、埋設位置を確認してください。
- ③ 本図は、許可なく複製、転載、配布する事を禁じます。



現況配置図 S=1:500



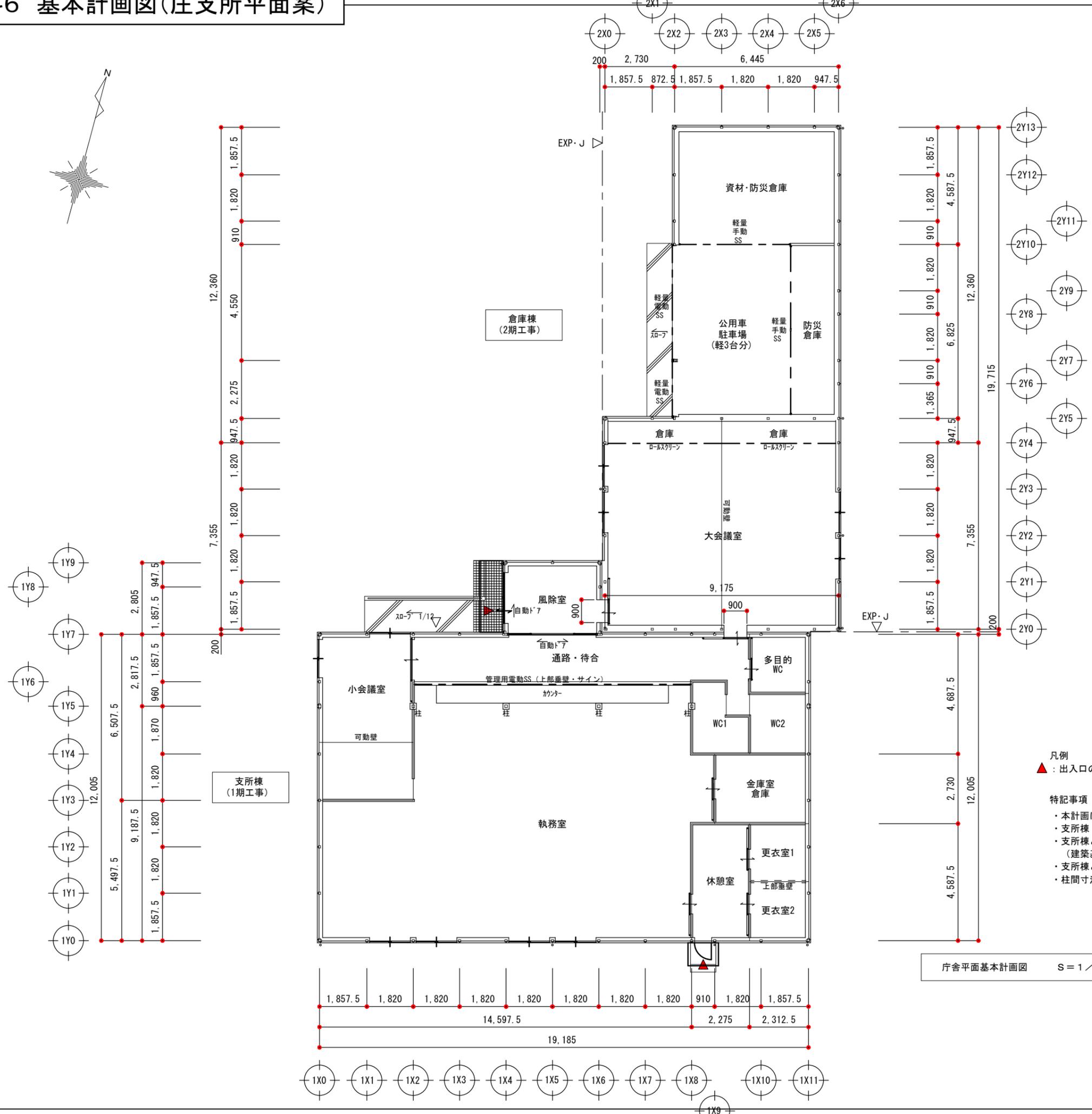
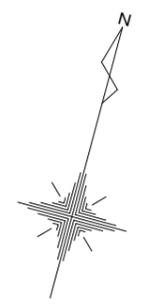
計画配置図 S=1:500

特記事項

- ・本計画は、概略プランであり、詳細は各社の提案による。
- ・支所敷地と消防機庫敷地の敷地境界線は、おおよその位置で記入している。
- ・支所棟（1期工事）と倉庫棟（2期工事）の間に既存庁舎等を解体撤去すること。
- ・支所棟と倉庫棟は同一棟とし、新築として申請のこと。
(建築基準法第7条の6に基づく認定)
- ・支所棟と倉庫棟の間は、EXP.Jとして差し支えないが、極力小さな寸法とすること。
- ・配置寸法は、各社の施工性による。

件名	倉敷市庄支所整備業務委託		倉敷市総務局総務部総務課
図面名	現況・計画配置図	縮尺	1/500
		図番	A-001

別添資料6 基本計画図(庄支所平面案)

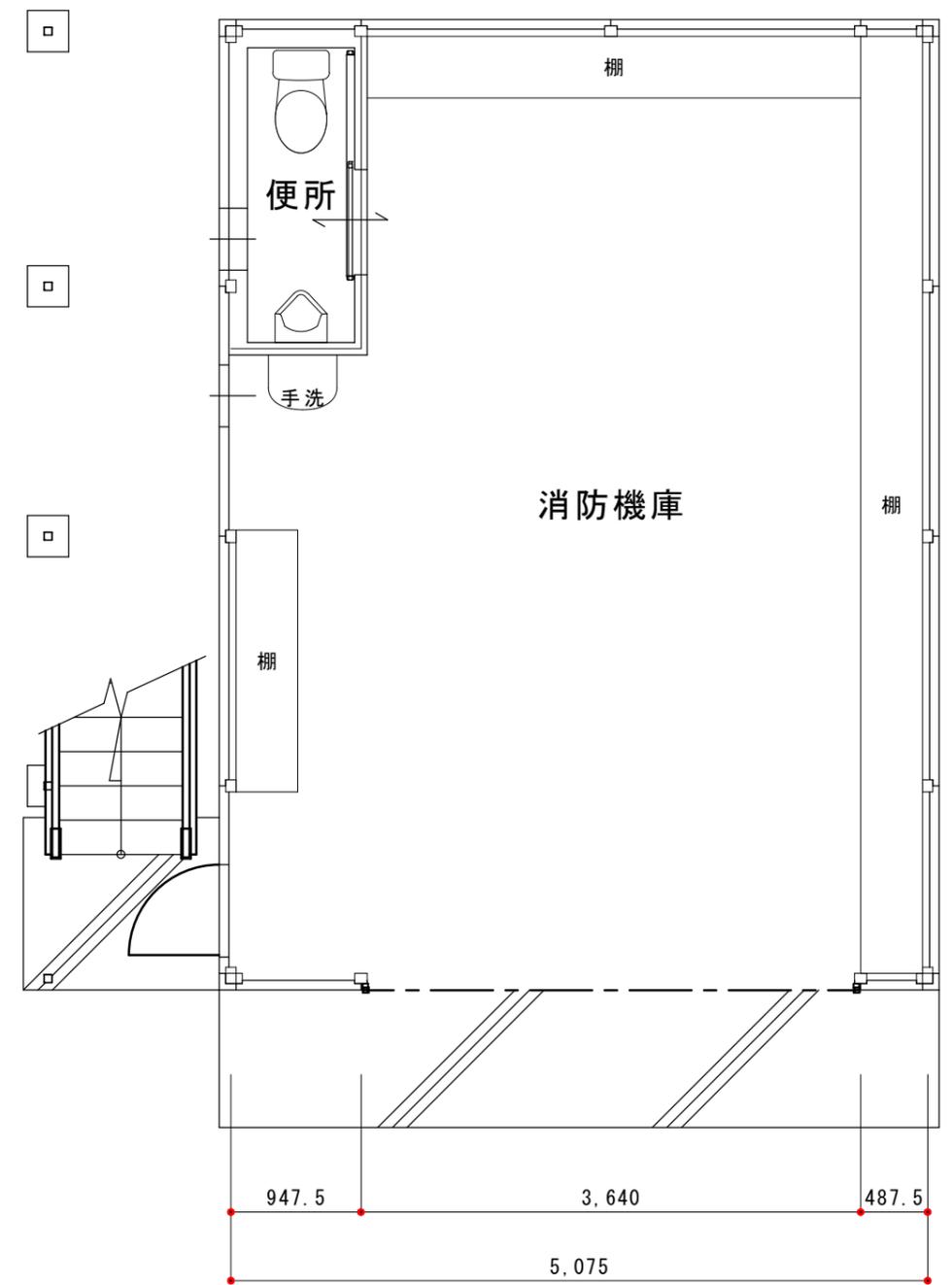
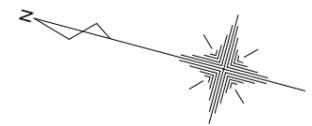


凡例
▲ : 出入口の位置を示す。

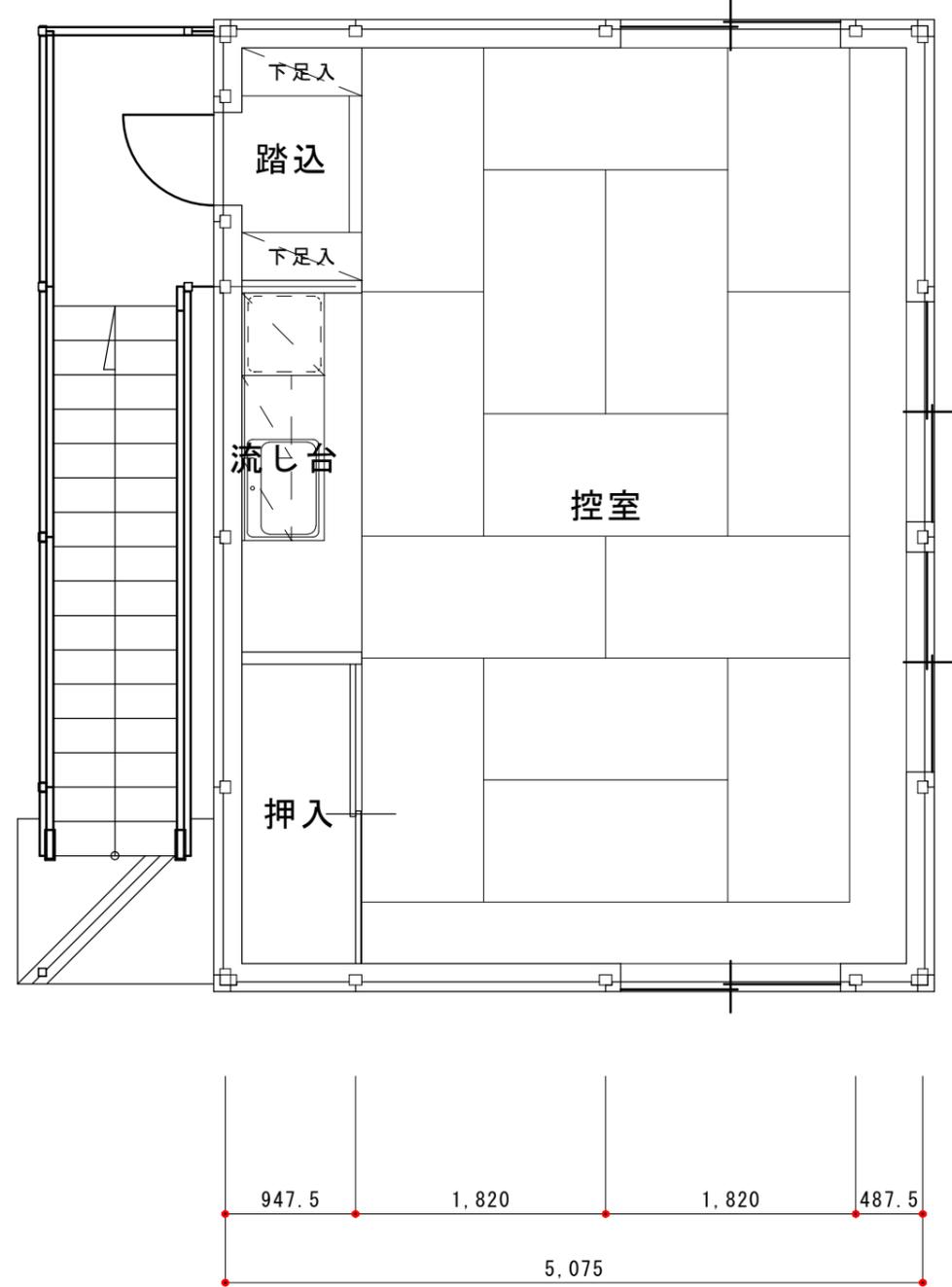
- 特記事項
- ・本計画は、概略プランであり、詳細は各社の提案による。
 - ・支所棟（1期工事）と倉庫棟（2期工事）の間に既存庁舎等を解体撤去すること。
 - ・支所棟と倉庫棟は同一棟とし、新築として申請のこと。
(建築基準法第7条の6に基づく認定)
 - ・支所棟と倉庫棟の間は、EXP. Jとして差し支えないが、極力小さな寸法とすること。
 - ・柱間寸法は、各社のモジュールの近似値による。

庁舎平面基本計画図 S = 1 / 150

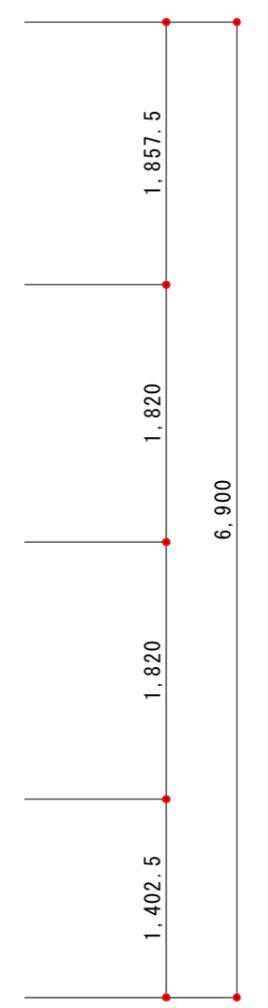
件名	倉敷市庄支所整備業務委託		倉敷市総務局総務部総務課
図面名	庁舎平面基本計画図	縮尺	1/150
		図番	A-002



消防機庫 1階平面基本計画図 S=1/50



消防機庫 2階平面基本計画図 S=1/50

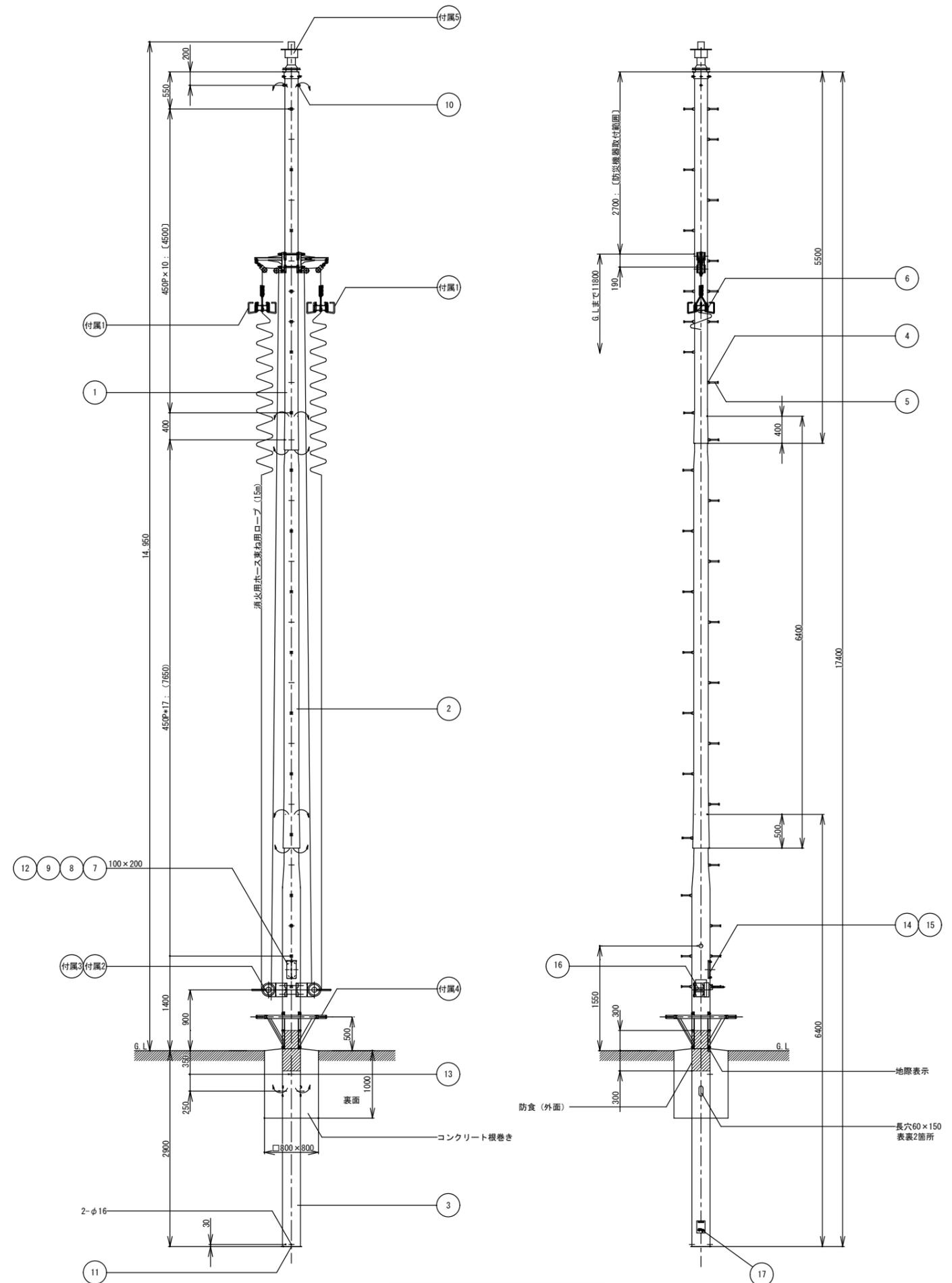


凡例
▲：出入口の位置を示す。

特記事項
・本計画は、概略プランであり、詳細は各社の提案による。
・柱間寸法は、各社のモジュールの近似値による。

件名	倉敷市庄支所整備業務委託		倉敷市総務局総務部総務課
図面名	消防機庫平面基本計画図	縮尺	1/50
		図番	A-003

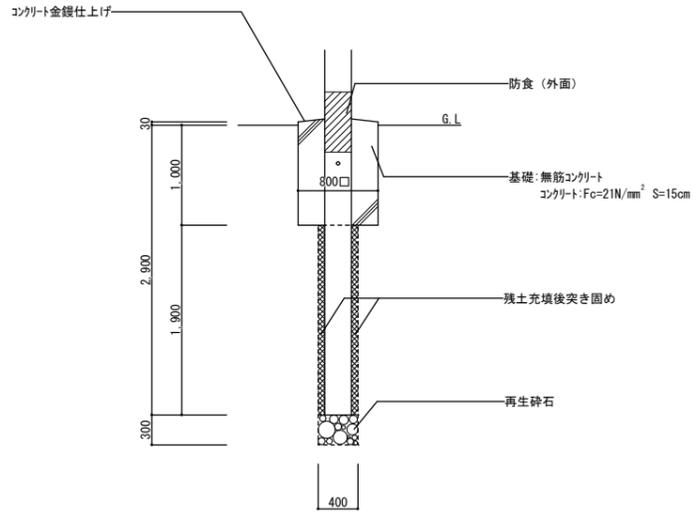
別添資料8 基本計画図(ホース乾燥塔参考図)



ホース乾燥塔詳細図 S=1/50

品番	品名	個数	材質	備考	品番	品名	個数	材質	備考
1	C193×3.2-5500	1	STK490		12	六角ナット M8×20×20 付W.SW	2	強度区分4.6	
2	C216.3×6.0-6400	1	STK540		13	六角ナット M6×12×12	1	しんちゅう	品番31に取付
3	C216.3×8.0-6400	1	STK540		14	銘板 (NA&スチール)	1	7&ミ	
4	足場座 (C5型)	35	SAPH370		15	銘板取付紙	2	しんちゅう	
5	足場ナット (W5/8)	35	強度区分4.6		16	警告ナット (安全に関するご注意)	1	白コートDR	
6	連通管 (φ21.7×1.9-193用)	2	STK400		17	保管注意事項ナット	1	上質紙	
7	点検口補強金物 (t6, t4, 5)	1	SS400	品番1に溶接	付属1	クイン式吊下装置両側12本ナット以型C193用	1式	SS400	
8	点検口カバー (t3.2)	1	SS材		付属2	クイン架台 (両側用) φ216.3用	1式	SS400	
9	防水パッキン (t2) 接着剤付	1	EPDM		付属3	GSクイン (GM-3GS-S1)	2式	-	めっき
10	厚鋼用カップリング (呼びG28)	2	SPHT		付属4	NA&スチールナットφ216.3用	1式	-	
11	底板 (C216.3用)	1	SS材		付属5	特殊クイン架台 (阪国電機AQM型 : P-103用)	1式	SS400	

注記：防災機器類の電気配管工事は、付属1.2.3.4.5.6を本体に取付後実施のこと。
 防災機器取付範囲にφ8程度の穴を1カ所貫通させること。
 〽：ケーブルガイド用リード線を施す。
 表示：接合表示
 表示：地際表示 (1/4円周に黄色表示)
 防食：防食塗料塗布 (環境配慮型塗料 ノンタル系)
 仕上：溶融亜鉛めっき550g/m²以上
 (金物類は450g/m²以上)
 (ボルト類350g/m²以上)
 カップリングねじ部はジंकリッチペイント塗布



基礎部詳細図 S=1/50

・(株)日本ネットワークサポート
 特殊NAホースポール17.4m-580kgf 同等品
 [消火用ホース片側6本2方向バンドレス型防災機器積載タイプ]

別添資料9 基本計画図(緊急放送設備仕様(機器)参考図)

ストレートホーンスピーカ

定格入力	30W
出力音圧レベル	110dB (1W, 1m)
周波数特性	180Hz ~ 6kHz
仕上	7mmファイバー
その他	30Wドライバユニット付

※落下防止ワイヤを取付けること

スピーカ 取付図

※音圧分布図を提出すること
※スピーカーの向きは、協議の上決定する

ストレートホーン取付金具 (1台分)

- 取付金具: RADH-9-2 (イワチ製) × 1
- 取付バンド: 3BD-HD-12 × 1

※落下防止ワイヤを取付けること

モーターサイレン

阪国電機 AQN 400W

電源	AC100V 60Hz
消費電力/モーター容量	650W/400W
構造	防滴構造
定格電流	7.0A ± 15%
起動電流	24A 以下
質量	18kg 以下

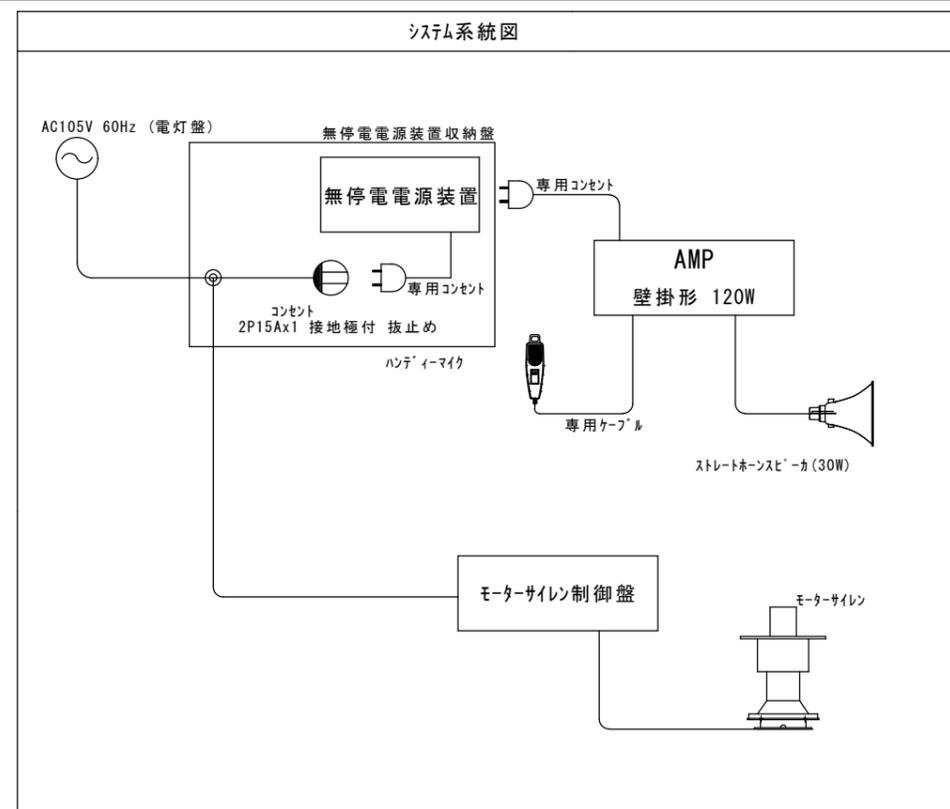
備考: 雑音防止用コンデンサ、温度ヒューズ内蔵
※落下防止ワイヤを取付けること

AMP PA77P 120W 壁掛形

電源	AC100V 50/60Hz
消費電力	100W程度
定格出力	120W
出力インピーダンス	8Ω / 4Ω / 2Ω 平衡 (インピーダンス対応)
入力	マイク2、他5 5回線スイッチボード付 (一斉付)

ダイナミックマイクホン(ハンド形)

インピーダンス	600Ω 不平衡
指向性	単一指向性
周波数特性	100Hz ~ 7kHz
その他	カールコード 1.5m程度 トークスイッチ付



- [特記事項]
- ・ストレートホーンスピーカの個数及び設置位置はスピーカ取付図参照。
 - ・77Pは壁掛形、120Wとする。
 - ・120W用77Pには、マイクホン(ハンド形)を別途付属すること。
 - ・建築工事にて新設するホース乾燥塔(底板、内部通線加工、頂部サイン取付加工含)と、取付機器の調整を行うこと。
 - ・ホース乾燥塔上部の機器設置場所、及びホース乾燥塔の施工場所は、監督員と協議し決定すること。
 - ・ホース乾燥塔の接地はホース内接地端子または、スピーカ付近に接続すること。
 - ・ホース乾燥塔及び基礎は、建築工事とする。
 - ・機器図の寸法は、参考寸法とする。
 - ・スピーカには、落下防止ワイヤを取付けること。

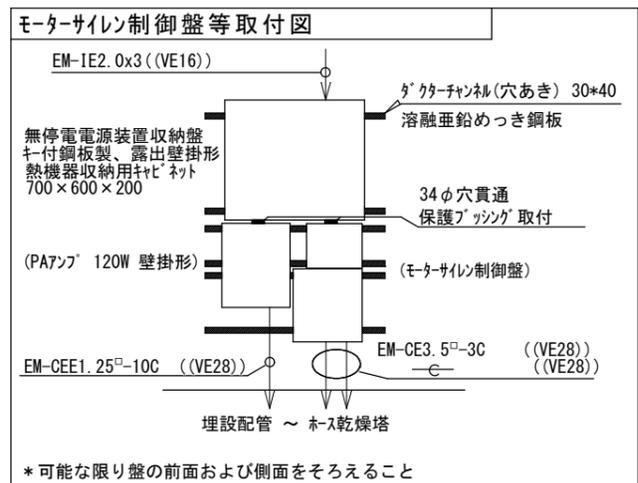
モーターサイレン制御盤

阪国電機: MGV-412A+ST-51A

吹鳴モード	吹鳴時間	休止時間	回数
近火	3秒	2秒	15回繰り返し
出場	5秒	6秒	7回繰り返し
山林	10秒	2秒	6回繰り返し
演習	15秒	6秒	4回繰り返し
警報	30秒	6秒	2回繰り返し

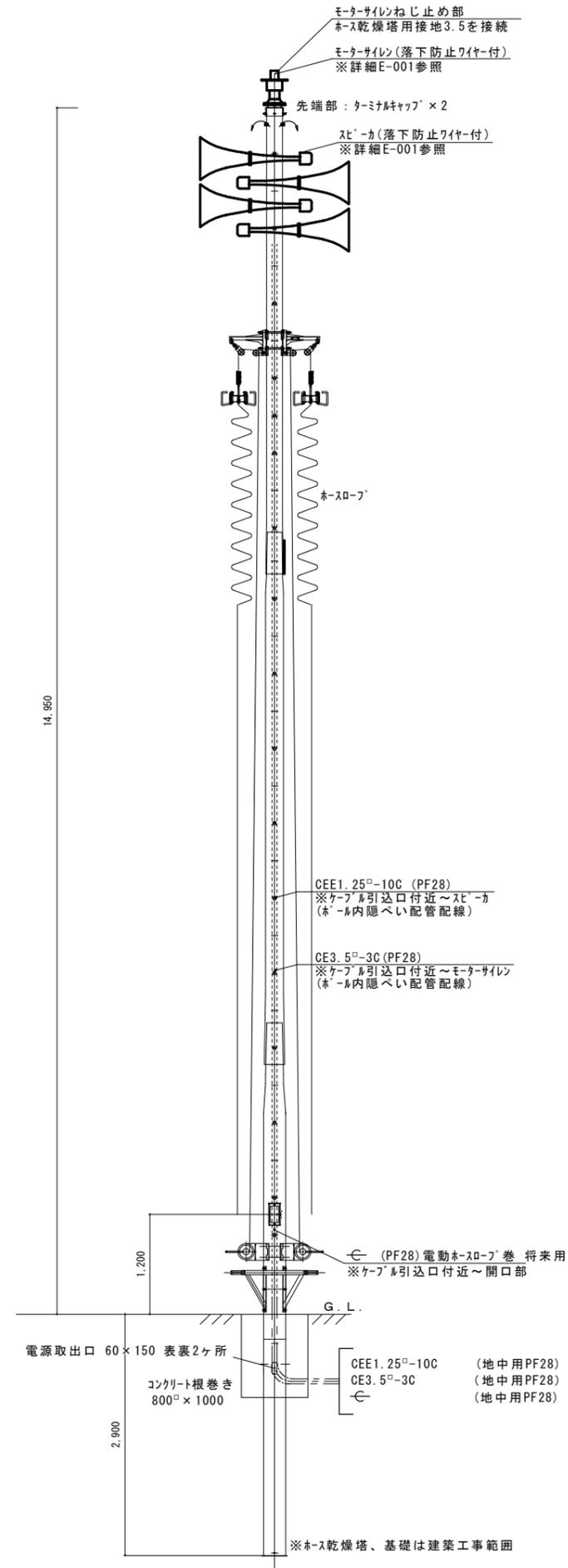
・消防用サイレンタイマーを取り付けること。
・本機には5種類の吹鳴パターンを搭載すること。
・吹鳴時間等は、監督員と協議の上、決定すること。
・サイレン自動吹鳴途中で、緊急停止ができること。
・吹鳴時間・休止時間及び繰り返し回数は、現場で変更が可能であること。
・設定回数をこなし自動的に停止すること。
・途中で停止させることも可能。
・吹鳴パターン表を、リミットシートにて添付すること。
・サイン吹鳴装置の操作手順をリミットシートにて添付すること。

<注記> 1. 図中の寸法は参考値とする。
2. 盤施工に関する耐震計算書を提出すること。
3. 操作パネルの位置がFL+1, 300~1, 500程度となるように調整のこと。



[無停電電源装置の仕様]
77P用の無停電電源装置とする。(オムロン製BY75SW相当品)
入力電圧: AC105V
入力周波数: 50/60Hz ± 4Hz
出力波形: 正弦波/正弦波(商用時/バックアップ時)
出力容量: 750VA/450W
定格電流: 7.5~6.25A
備考: 700×600×200 鋼板製、屋内露出壁掛形熱機器収納用の無停電電源装置収納盤(詳細E-06参照)に入れること。
無停電電源装置設置年月をテープで貼付けること。
無停電電源装置収納盤内にコンセント2P15A×1 接地極付 抜止めを取付けること。

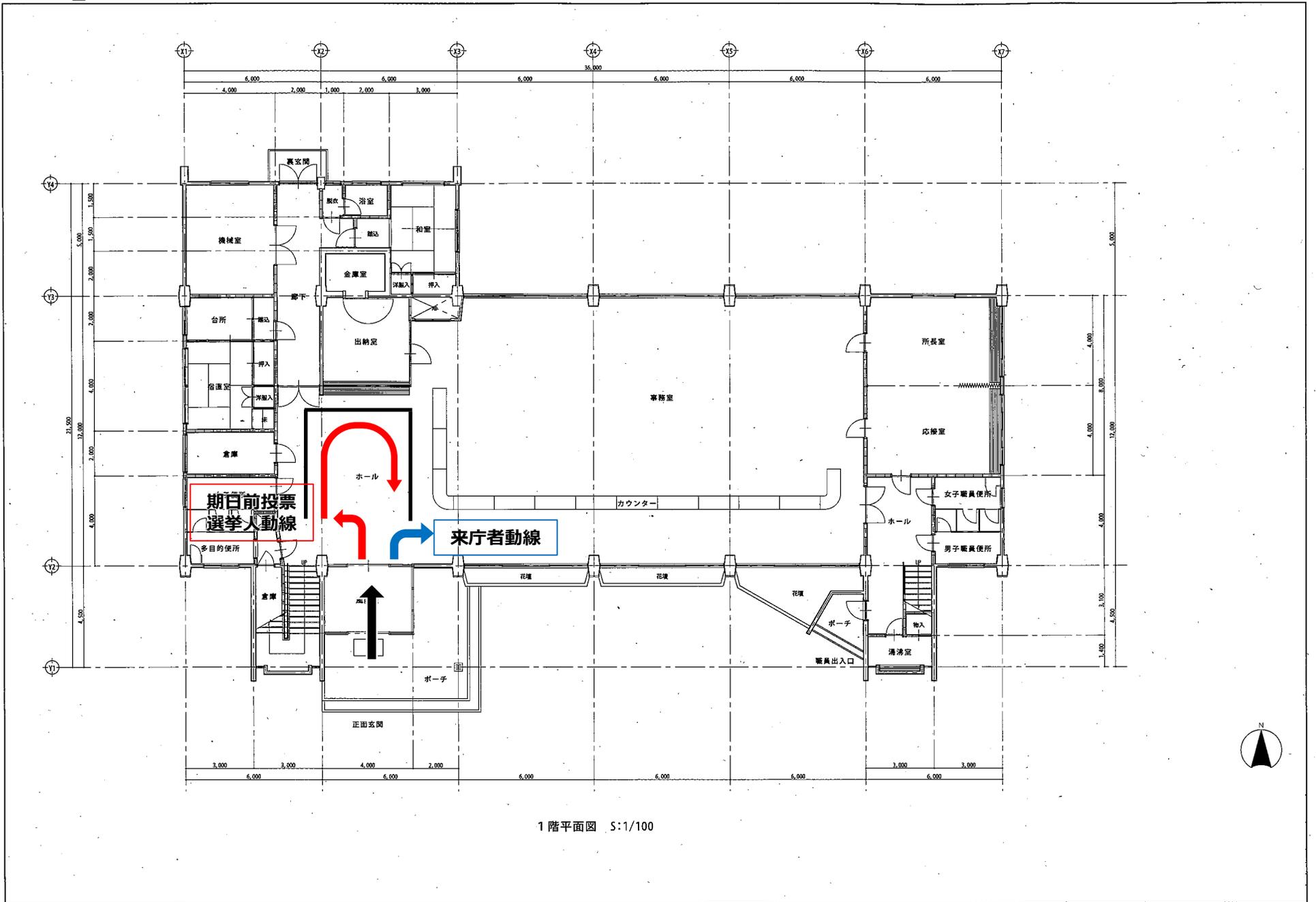
名称	仕様	参考型番	
ホース乾燥塔 (建築工事)	17~18m 底板付 内部通線加工、頂部加工有り	L-580	
取付金具	ストレートホーン用	RADH-9-2	
自在バンド	ストレートホーン用	3BD-HD-12	
名称	仕様	TOA	ユニックス
ストレートホーン	φ510~φ517 30W	DH-110	H-510L
ストレートホーン用ドライバユニット	30W用	TU-730AM	P-300T
PA77P 壁掛形	120W用	VA-122	GV-120
ハンドタイプマイク		PM-240	MD-46A
名称	仕様	阪国電機	精工社製作所
サイレン制御盤	モーター容量400W仕様 吹鳴パターン5パターン	MGV-412A +ST-51A	KP+TP形
名称	仕様	阪国電機	
モーターサイレン	モーター容量 400W	AQN 400W	



ホース乾燥塔立面図

件名	倉敷市庄支所整備業務委託		倉敷市総務局総務部総務課
図名	図尺	図番	
緊急放送設備仕様(ホース乾燥塔)参考図	1/50	E-002	

別添資料 1 1 期日前投票時の来庁者動線



1階平面図 S:1/100